

利用約款

アルファメールプレミア ホームページ制作パック 契約条項

第1章 総則	第6章 サービスの停止・中止等
第2章 契約	第7章 秘密保持および個人情報保護
第3章 契約者の義務	第8章 一般条項
第4章 料金について	第9章 雑則
第5章 ホームページ制作パック	附則 個人情報の取り扱いについて

第1章 総 則

第1条(目的)

株式会社大塚商会(以下「弊社」といいます)は契約者に対し、以下の契約条項(以下「本約款」といいます)に基づき、ホームページ制作パック(以下「本サービス」といいます)を提供します。

第2条(本約款の範囲)

本契約は、申込者・契約者と弊社との間の本サービスに関する一切の關係に適用されます。申込者は、本約款を確認し、同意した上で契約を申し込むものとし、契約者は本約款に則って本サービスを利用するものとします。

第3条(本約款の変更)

弊社は、本約款を契約者の承諾なく変更することがあります。当該変更内容(料金その他の提供条件を含みます)は、インターネット上の弊社所定のウェブページ内に掲示されるか、または、契約者に通知されたときから効力を生じるものとします。なお、弊社が契約者に変更内容を通知する場合、当該通知が到達しない場合であっても、変更後の内容が適用されるものとします。

第4条(用語の定義)

本約款において、用語の定義は次の通りとします。

- 「本サービス」とは、「アルファメールプレミア」のWebサイト作成機能(以下「CMS」といいます)を利用し、契約者が作成する制作指示書に従って、弊社がホームページ制作を代行するサービスをいいます。
- 「アルファメール」とは、インターネットに接続された弊社のサーバ(以下「弊社サーバ」といいます)内に契約者のデータ(以下「データ」といいます)を格納するための電氣的空間を設けてそれを貸し出すとともに、弊社が当該弊社サーバを保守・管理するサービスおよびこれに関連したその他の付加サービスをいいます。
- 「アルファメールプレミア」とは、「アルファメール」のWeb機能およびセキュリティ機能を充実させたサービスをいいます。
- 「制作物」とは、本契約に基づき弊社が制作代行を行うホームページをいいます。

[このページの先頭へ](#)

第2章 契 約

第5条(契約の申込方法)

申込者は、次のいずれかの方法により本サービスにかかる契約の申し込みを行うものとします。

- 書面での申し込み
アルファメールプレミアの契約者が弊社所定の申込書に記入し、当該申込書を弊社に返送することにより申し込む方法
- インターネット経由での申し込み
弊社所定のウェブページの申込画面に入力することにより申し込む方法。

第6条(契約の成立)

- 弊社は、銀行振込による指定口座への支払の確認した後、契約者に対し、相当の期間内に通知します。
- 前項の通知をもって本サービスの契約は成立するものとします。

[このページの先頭へ](#)

第3章 契約者の義務

第7条(振込データの仕様の不備等)

- 契約者が契約締結の際またはその後に弊社に届け出た内容に変更が生じた場合、契約者は、遅滞なくその旨を届け出るものとします。
- 前項の届出を怠った場合、契約者が不利益を被ったとしても、弊社は一切その責任を負いません。また、弊社からの通知等が契約者に不到達となっても、通常到達し得るときに到達したものとみなします。

第8条(契約者の禁止事項)

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為をしてはならないものとします。

- 特定商取引に関する法律、割賦販売法、景品表示法その他の法令に違反する行為、およびそれに類似する行為。

- (2) 犯罪行為を惹起する行為、およびそれに類似する行為。
- (3) 弊社または第三者の知的財産権、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の不利益を与える行為、およびそれに類似する行為。
- (4) 猥褻・虚偽事実・児童売春・児童ポルノ・児童虐待などにあたるコンテンツ、暴力的・残虐的なコンテンツおよび公営を除いたギャンブル・賭博などにあたるコンテンツの発信・流布等の公序良俗に反する行為、およびそれに類似する行為。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営適正化法」といいます)が規定する映像送信型性風俗特殊営業、またはそれに類似する行為。
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下「出会い系サイト規制法」といいます)が規定するインターネット異性紹介事業、またはそれに類似する行為。
- (7) 無限連鎖講の防止に関する法律が規定する無限連鎖講に関与する行為もしくはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。
- (8) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律が規定する「特定電子メール」を含むがそれに限定されません)を送信する行為。または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはその虞れのある電子メール(いわゆる「嫌がらせメール」、「迷惑メール」等を含むがそれに限定されません)を送信する行為、およびそれに類似する行為。
- (9) 弊社のコンピュータに保存されているデータを、弊社に無断で閲覧、変更もしくは破壊する行為、およびそれに類似する行為。
- (10) 本契約上の権利または義務を第三者に譲渡し、貸与または担保提供する等の行為、およびそれに類似する行為。
- (11) 事実誤認を生じさせる虞れのある行為、およびそれに類似する行為。
- (12) 本サービスで利用し得る情報を改竄する行為、およびそれに類似する行為。
- (13) その他弊社が不適切と判断する行為。

[このページの先頭へ](#)

第4章 料金について

第9条(料金)

1. 本サービスの料金および支払期日は、別途定める通りとします。
2. 契約者は、次の方法により、本サービスの料金を前払いにて支払うものとします。なお、支払金額は、別に定める料金の額に消費税相当額(消費税法および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額をいいます)を加算した額とします。
 - ・ 銀行振込
弊社が指定した振込口座に振り込むことによって支払います。なお、これにかかる手数料は契約者の負担となります。
3. 契約者が本条の条件に従って本サービスの料金を支払わない場合、弊社は、契約者による申し込みを解除することができるものとします。
4. インターネット経由申し込みによる契約者の本契約は、次に該当するときは、無効となるものとします。契約者が第1項に定められた日から30日以内に支払を行わないとき。

第10条(料金等の支払方法)

第9条の支払いに関する細部条項は契約者と金融機関等との契約条項または弊社が指定する期日によります。なお、契約者と金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとします。

第11条(割増金)

料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として弊社が指定する期日までに支払うこととします。

第12条(割増金の支払方法)

第11条の支払いについては弊社が指定する方法により支払うものとします。

第13条(消費税)

契約者が弊社に対し本サービスにかかわる債務を支払う場合において、消費税法および同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は弊社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第14条(端数処理)

弊社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

[このページの先頭へ](#)

第5章 ホームページ制作パック

第15条(本サービスの利用条件)

1. 弊社は、契約者が本条の条件に同意することを条件に、本サービスを実施します。
2. 契約者は、制作物に掲載する文章・画像(PDFファイル、jpg、gif)は自らの責任で選定・用意すると共に、当該文章・画像が第三者のいかなる権利も侵害していないことを弊社に対して保証するものとします。
3. 制作物に掲載する文章および画像(PDFファイル、jpg、gif)の加工は本サービスの範囲外となります。
4. 本サービスは、アルファメールプレミア以外のレンタルサーバーサービスおよびホスティングサービスでは申し込みできません。

5. 制作物はアルファメールプレミアのサービスでのみ利用できます。アルファメールプレミアの利用を終了した場合は、契約者は制作物を利用できません。
6. アルファメールプレミアのサービスは、サービス所定の契約条項が適用されます。
7. 弊社は、制作物が第8条の禁止事項のいずれかを誘発するおそれがあると判断した場合は、制作物の制作代行をお断りする場合があります。
8. 本サービスは、アルファメールプレミアのCMSを利用したホームページ制作の代行であるため、制作物の構成や機能等はCMS所定の範囲内に限られます。本サービスでは、CMSに無い制作物のカスタマイズは行いません。
9. 弊社は、本契約の成立後速やかに制作指示書を契約者に送付します。制作指示書の到着後1ヶ月以内に契約者から弊社に対して制作指示書等の返送がない場合は、本契約は合意解約されたものとみなし、弊社は料金を契約者に返金します。
10. 本サービスの制作代行作業は、制作指示書に記載する事項の範囲内に限られます。
11. 弊社は、制作開始の案内を契約者に送付後直ちに制作物の制作を開始します。契約者は、いかなる理由であっても、当該案内の送付後に本サービスを中途解約することはできません。また、当該案内後は弊社から契約者に対して料金を返金しません。
12. アルファメールプレミアのCMSの全部または一部が提供停止・中止となった場合は、制作物の動作は保証できません。
13. 受入検査完了後の制作物に掲載する情報の更新等は契約者自らが行うものとします。
14. 制作物に関するSEO(Search Engine Optimization)は契約者自らの責任において行うものとし、弊社は何らの責任を負いません。

第16条(作業推進体制)

1. 契約者および弊社は、双方の共同作業と分担作業を通じ、制作物の制作作業を実施するものとします。
2. 契約者および弊社は、本契約の成立後すみやかに本サービスに関する責任者をそれぞれ定め、注意事項の確認等を行うものとします。なお、責任者の変更がある場合には、ただちに相手方に対して、書面をもって通知するものとします。
3. 契約者および弊社は、本サービスに関する相手方からの要請、指示等の受理、または相手方への依頼等を行う場合、前項の責任者を通じてのみ行うものとします。

第17条(納入)

1. 弊社は、制作開始のご案内通知に定める納期にしたがって、制作物を契約者に納入します。
2. 弊社は、納期までに制作物を納入することができないと判断した場合は、遅滞なくその事由および予想される納入日を契約者に届け出るものとします。
3. 納入の遅滞が、契約者が提供する必要な情報等の不備、業務内容の変更、天災地変、交通事故その他の弊社の責に帰すことのできない事由による場合は、契約者は納期につき相当の日数の延長を認めるものとし、弊社は履行遅滞の責任を負わないものとします。

第18条(受入検査)

1. 契約者は、納入された対象ソフトウェアの受入検査を、制作指示書に基づきすみやかにを行い、制作物が制作指示書に合致することを確認した場合は、所定のシステム検収書に責任者が記名押印を行ったうえで、これを弊社に交付します。
2. 制作物の納入後5営業日以内に契約者から書面による異議の申し出がない場合は、当該期間満了をもって、検査に合格したものとします。なお、この検査合格をもって、契約者の検収は完了したものとみなします。

第19条(危険負担)

納入前に生じた制作物の滅失、毀損による損害は、契約者の責に帰すべきものを除き弊社の負担とし、納入後に生じた制作物の滅失、毀損による損害は、弊社の責に帰すべきものを除き契約者の負担とします。

第20条(瑕疵担保責任)

1. 検収完了後にもかかわらず、制作物について制作指示書との不一致が発見された場合には、契約者および弊社は当該不一致の原因についての協議を行うものとします。協議の結果、当該不一致が弊社の責に帰すべきものであると判断された場合には、弊社は無償で制作物の修正を行うものとします。
2. 本条により弊社が責任を負う期間は、検収完了日から6ヶ月とします。

第21条(再委託)

弊社は、制作物の制作代行作業の全部または一部を、弊社の責任において株式会社ウェブスマートに再委託します。この場合、弊社は株式会社ウェブスマートに対して、本契約と同等の秘密保持義務を負わせるものとします。

[このページの先頭へ](#)

第6章 サービスの停止・中止等

第22条(サービス提供の停止および中止)

1. 弊社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することがあります。
 - (1) 第8条各号のいずれかに該当すると弊社が判断したとき。
 - (2) 申し込みにあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
 - (3) 前各号の掲げる事項のほか、本約款の規定に違反する行為で、弊社の業務の遂行または弊社の電気通信設備に支障を及ぼし、また及ぼす虞れのある行為をしたとき。
2. 弊社は、前項のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して、契約者またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

[このページの先頭へ](#)

第7章 秘密保持

第23条(秘密保持義務)

契約者および弊社は、相手方が秘密である旨を示して開示した技術上、販売上その他業務上の秘密情報を、本サービスの履行完了後5年を経過するまでは秘密に保持するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外します。

- (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずに公知となった情報
- (2) 開示を行った時点で既に受領者が保有している情報
- (3) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (4) 受領者が独自に開発した情報

[このページの先頭へ](#)

第8章 一般条項

第24条(契約解除)

1. 契約者および弊社は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの通知、催告を要せず、ただちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。
 - (1) 本契約に基づく債務であるか否かにかかわらず、相手方に対する債務を履行せず、相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
 - (2) 振出し、裏書きし、もしくは引き受けた手形または小切手について、不渡処分を受け、手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立があったとき、または租税滞納処分を受けたとき
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または清算手続に入ったとき
 - (5) 事業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - (6) 資本の減少、事業の全部もしくは一部の休・廃止をなし、または会社が合併によらない解散の決議をしたとき
 - (7) 監督官庁より営業免許もしくは営業登録の取消しまたは営業停止の処分を受けたとき
 - (8) 前各号の他、財産状態が悪化し、もしくはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき、または本契約の継続が著しく困難となる事由が生じたとき
2. 契約者および弊社は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務をただちに弁済するものとします。

第25条(反社会的勢力の排除)

1. 契約者および弊社は、自らが暴力団を始めとする反社会的勢力ではなく、反社会的勢力に関与もしくは利用せず、反社会的勢力と取引を行わないことを相手方に対して表明し、保証するものとします。
2. 契約者および弊社は、相手方が前項に違反した場合は、相手方に催告をすることを要せずに、本契約の全部または一部を解除できるものとします。

第26条(損害賠償)

1. 契約者および弊社は、本契約に違反したことにより相手方に損害を与えた場合には、本契約の解除の有無にかかわらず、損害発生の原因となった本サービスの料金を限度として賠償責任を負うものとします。ただし、当事者の責に帰すことのできない事由から生じた損害、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、および逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。
2. 乙は、乙の責に帰すべき事由に起因して、利用契約附則に定める個人情報に関する事故が生じた場合、当該事故の拡大防止や收拾のために必要な措置を講じるものとし、当該事故に直接起因する甲の損害について賠償責任を負うものとします。ただし、乙の責に帰すことのできない事由から生じた損害、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害および逸失利益については、乙は一切の責任を負わないものとします。

第27条(管轄裁判所)

本契約に関連した訴訟については、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

[このページの先頭へ](#)

第9章 雑 則

第28条(サービス提供区域)

本サービスの提供区域は日本国内とします。

第29条(問い合わせ窓口)

契約者は本サービスに関する問い合わせを弊社が別途指定する窓口に対して行うものとします。また、問い合わせ窓口での対応は、日本国内から発信された問い合わせに対してのみ行うものとします。なお、問い合わせ内容によっては、お答えできないものがあります。

第30条(権利の譲渡等の制限)

本サービスの提供を受ける権利等本契約上の権利を、弊社の承認なく、他に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることができません。

第31条(知的財産権)

1. 本サービスを提供するためのシステムおよび本サービスにおいて、弊社が契約者に提供する一切の著作物に関する著作権(著作権法第27条および第25条の権利を含みます)および著作者人格権ならびにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、弊社またはその供給者に帰属します。

2. 契約者は、前項に定める著作物等を、次の通り取り扱うものとします。
 - (1) 本約款にしたがって本サービスを利用するためにのみ使用すること。
 - (2) 複製、改変、頒布等を行わず、またリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。
 - (3) 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与、譲渡、担保設定等しないこと。
 - (4) 弊社またはその供給者が表示した著作権・商標表示等を削除または変更しないこと。

第32条(データの取り扱い)

1. 契約者は、自己のデータ領域(データ保管空間)内でなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
2. 弊社は、契約者が登録したデータについては何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。
3. 契約者は、自己のデータ領域(データ保管空間)内での紛争、または自己の使用するドメイン名に関する紛争は自己の責任において解決するものとし、弊社に何らの損害も与えないこととします。

[このページの先頭へ](#)

[附則 個人情報の取り扱いについて]

本契約に記載された個人情報(以下「個人情報」といいます。)の取り扱いは、以下のとおりとします。

第1条(個人情報保護管理者)

個人情報保護管理者は、以下のとおりとします。なお、連絡先は、本附則第5条記載のとおりです。
株式会社大塚商会 個人情報保護統括責任者

第2条(個人情報の利用目的)

個人情報の利用目的は、以下のとおりとします。

- (1) 契約の履行(商品、サービス、受託業務)
取引契約の履行に付随する連絡・問い合わせ対応等
- (2) 商品、サービスに関する情報の提供および提案、連絡、マーケティング活動
メール・電話・郵送・FAX・訪問等による案内・連絡等
- (3) 商品、サービスの企画および利用等の調査に関する、お願ひ、連絡、回答
アンケートなどによる商品、サービス、企画、お客様利用状況・満足度等の調査等
- (4) 商品、サービス、その他の問い合わせ、依頼等の対応、試用の提供等
甲からの各種問い合わせ、資料請求など依頼対応
- (5) 展示会、セミナー、トレーニング、懸賞、その他イベントに関する案内、回答
- (6) 代金の請求、回収、支払い等の事務処理
- (7) 統計資料の作成
- (8) その他一般事務・業務等の連絡、問い合わせ、回答
- (9) 甲から受託もしくは個別のサービスにて同意を得た範囲内で利用する場合等

第3条(個人情報の第三者提供)

1. 個人情報は、以下の提供目的、提供項目の範囲で本サービスの再委託先に提供する場合があります。
提供目的：契約の履行(サービスの提供等)、サービスに関する情報の提供および提案等
提供項目：氏名、電子メールアドレス、住所、会社名、部署名、電話番号、FAX番号
2. 乙は、再委託先との間で個人情報保護に関する契約を締結します。なお、提供項目は、目的達成に必要な最低限とし、提供手段は、乙の定めた安全な手段とします。
3. 乙は、以下の場合にも個人情報を第三者に提供します。
 - (1) 法令の定めによる場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
 - (3) 予め甲から同意を得ている場合

第4条(個人情報の取り扱いの委託)

乙は、個人情報を、利用目的達成に必要な範囲内において、第三者へ個人情報の取り扱いを委託する場合があります。この場合、乙は、個人情報保護体制が整備された委託先を選定するとともに、個人情報保護に関する契約を締結します。

第5条(個人情報の問い合わせ、開示等手続き)

甲またはその代理人が、個人情報に関して、利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を要求される場合の連絡先は、以下のとおりです。

株式会社大塚商会 お客様相談室
Webの場合：<https://www.otsuka-shokai.co.jp/contact/privacy/inquiry/index.asp>
FAX：03-3514-7179
郵送：〒102-8573 東京都千代田区飯田橋2-18-4

第6条(個人情報の記入)

個人情報の記入にあたって、すべての項目を記入するかは、任意となりますが、未記入とされた項目によっては、乙による利用契約上の手続や本サービスへの適切な対応ができない場合があります。